

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神または身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児（者）に対して、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しております。

(令和4年4月現在)

支給対象者	障害児福祉手当 月額 14,850円	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉事務所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象とはなりません。 ①施設に入所（通所を除く）している場合。 ②政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当 月額 27,300円	精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉事務所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象とはなりません。 ①施設に入所（通所を除く）している場合。 ②病院又は診療所に3ヶ月以上継続入院している場合。
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、または同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3ヶ月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。	
申請手続	認定請求書に、住民票謄本の写し、認定診断書、所得状況届、所得証明書などの必要書類を添えて、お住まいの町村役場の障害者福祉の窓口へ提出してください。 なお、認定請求書などは役場又は中部福祉事務所地域福祉班にあります。 申請に関することなど、ご不明な点は福祉課窓口又は、中部福祉事務所までお問い合わせください。	

お問い合わせ：福祉課 地域福祉係 ☎966-1207
 沖縄県中部福祉事務所 地域福祉班 ☎989-6603

国民健康保険の手続きについて

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなどその事実が発生した日から14日以内に届出をしましょう。

- 保険証の切り替えが済んでいない状態で病院を受診すると、保険証が提示できないため全額自己負担になる可能性があります。
- 届出には本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証など写真付きの身分証）が必要です。

	こんなとき	必要なもの
国保に入るとき	転入してきたとき	前市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書
	健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	子どもが生まれたとき	
国保をやめるとき	転出するとき	国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証または健康保険資格取得証明書
	亡くなったとき	国民健康保険被保険者証、死亡を証明するもの
その他	住所・氏名・世帯主を変更したとき	国民健康保険被保険者証
	修学や施設入所のため転出するとき	国民健康保険被保険者証、在学・在園証明書
	保険証を汚した、紛失したとき	

お問い合わせ：福祉課 国保係 ☎966-1207